

港長公示第6号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和7年11月25日

博 多 港 長



博多港第1区博多漁港北側海域における航泊禁止について

博多港第1区博多漁港北側海域において、福岡造船株式会社による新造船（全長114.70m）の進水作業が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止（同作業に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和7年12月8日（月）12:20から13:30までの間
（予備日：令和7年12月7日（日）11:20から12:30までの間）

2 区 域（別図参照）

博多港第1区

次の各地点を順次結んだ線及びイ点と二点を結んだ線により囲まれた海域

イ点	北緯33度35分58秒	東経130度22分56秒
ロ点	北緯33度36分00秒	東経130度23分05秒
ハ点	北緯33度35分55秒	東経130度23分17秒
二点	北緯33度35分48秒	東経130度22分59秒

3 備 考

航泊禁止期間中、現場には福岡造船株式会社手配の警戒船2隻が配備される。

航 泊 禁 止 区 域 図

